

第2次
札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等
基本計画（案）

平成26年12月

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の経緯	1
2 計画の目的	1
3 計画の対象	1
(1) 犯罪の定義	2
(2) 計画の対象	2
4 計画期間	2
5 計画の位置づけ	2
(1) 本市総合計画における位置づけ	2
(2) 主な関連計画	3
第2章 現状とこれまでの振り返り	4
1 札幌市の犯罪情勢	4
(1) 一般刑法犯認知件数	4
(2) 罪種別認知件数	5
(3) 子どもに係る事案	7
(4) 児童虐待	8
(5) 女性に係る事案	8
(6) 高齢者に係る事案	9
(7) 特殊詐欺	9
2 市民意識及び地域防犯活動の現状	11
(1) 犯罪のない安全で安心なまちづくり全般	11
(2) 犯罪被害遭遇の不安を感じる場所	12
(3) 被害遭遇の不安を感じる犯罪	12
(4) 犯罪に関する情報	14
(5) 札幌市に期待する施策	14
(6) 地域防犯活動の認知及び参加状況	15
(7) 地域防犯活動への参加条件	16
(8) 防犯に関する意識	17
(9) 地域防犯活動団体の参加者の年代、活動人数	18
(10) 地域防犯活動に要する支出	19
3 社会情勢	20

4 これまでの取組概要とその評価	21
(1) 基本方針1に基づく取組	22
(2) 基本方針2に基づく取組	23
(3) 基本方針3に基づく取組	24
第3章 計画の構成	26
1 計画体系	26
(1) 基本目標	26
(2) 基本方針	27
(3) 重点施策	27
2 成果指標・達成目標	27
(1) 成果指標	27
(2) 達成目標	29
第4章 基本方針及び基本施策	30
1 基本方針1「自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める」	30
(1) 基本施策1 「防犯意識を高める広報啓発」	30
(2) 基本施策2 「防犯力を高める情報の発信」	31
(3) 基本施策3 「子ども等の防犯力の育成」	32
(4) 基本施策4 「女性の防犯力向上」	33
(5) 基本施策5 「高齢者の防犯力向上」	33
2 基本方針2「みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる」	34
(1) 基本施策1 「地域における防犯活動の促進」	34
(2) 基本施策2 「協働による連携体制の充実」	35
(3) 基本施策3 「地域と一体となった子どもの見守り」	36
(4) 基本施策4 「女性の犯罪被害防止の取組の推進」	36
(5) 基本施策5 「高齢者等が安心して暮らせる取組の推進」	37
(6) 基本施策6 「犯罪被害者等への支援」	38
3 基本方針3「犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める」	39
(1) 基本施策1 「犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等」	39
(2) 基本施策2 「市民自らが行う環境整備の促進」	40
(3) 基本施策3 「子ども等の安全に配慮した環境整備」	41
(4) 基本施策4 「歓楽街等を対象とした環境改善」	41
(5) 基本施策5 「暴力団等の排除」	42

第5章 計画の推進	44
1 全市の推進体制	44
2 全庁的な推進体制	44
3 計画の進捗管理	44
参考資料	45
i 市民アンケート及び地域防犯活動団体アンケート（未掲載分）	
ii 主な関連事業	
iii 政令指定都市における犯罪率	
iv 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例	
v 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例	
vi 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則	
vii 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会委員名簿	

第1章 第2次計画の策定にあたって

1 計画の経緯

市民の願いである安全に安心して暮らせるまちの実現に向けて、犯罪を防止するための活動や犯罪の防止に配慮した環境の整備など、犯罪を誘発する機会を減らすための取組を行うとともに、不幸にして犯罪被害に遭った市民に対して、その心情や置かれた状況に配慮した支援を進めていくために、平成21年4月1日に「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例（以下「安全安心条例」という。）」を施行しました。

「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画（以下『前期計画』といふ。）」は、安全安心条例第7条で規定する「市長は、安全で安心なまちづくり及び犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定するものとする。」に基づき、平成22年3月に策定したものです。

策定から4年が経過しており、犯罪情勢、社会情勢の変化などを踏まえて見直す必要があることから、平成27年度以降に取り組むべき施策について検討を行い、新たに「第2次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画（以下『計画』といふ。）」として策定し、犯罪が起きにくい地域づくりを進めていきます。

2 計画の目的

計画では、「札幌市自治基本条例¹」及び「札幌市市民まちづくり活動促進条例²」を踏まえ、市民が市民の活動を支えるまちづくりの観点から、防犯活動などに取り組む市民や地域への支援等を通じて、住民と一体となって、地域の力を高めることにより、犯罪の被害に遭う市民を一人でも減らし、安全に安心して暮らせるまちをつくることを目的とします。

3 計画の対象

（1）犯罪の定義

犯罪とは、あらかじめ法律により定められている構成要件に該当して、違法かつ有責な行為であり、下記のとおり分類できますが、計画における犯罪とは、主に一般刑法犯³を指します。

（2）計画の対象

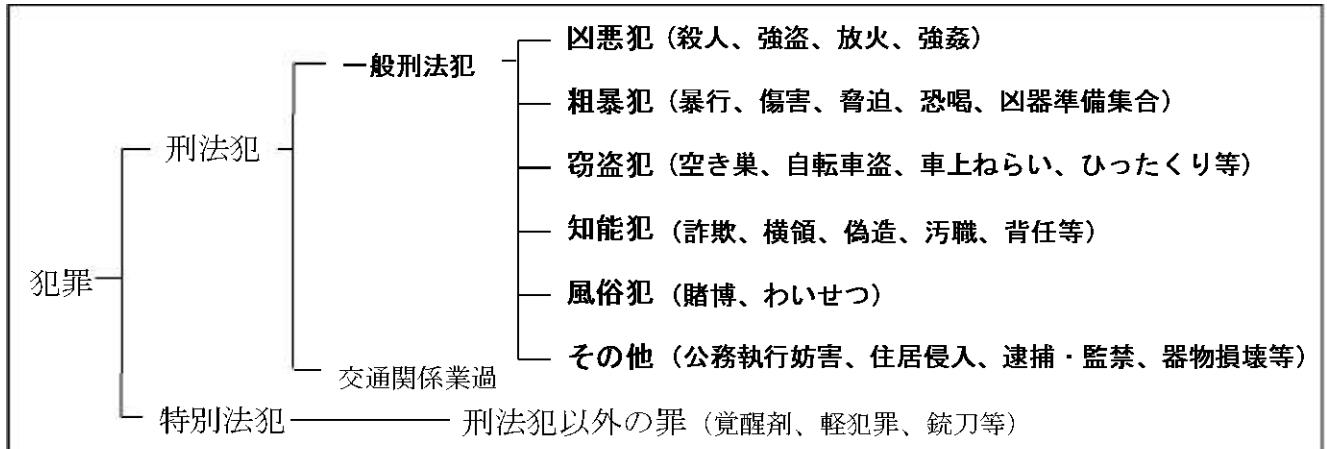
市民が不安に感じる犯罪は、自転車盗や車上ねらい、侵入盗などの犯罪（P12）で

¹ 札幌市自治基本条例：まちづくりの基本となる考え方や、市民、議会、行政それぞれの役割、市民参加の仕組みなどを定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とした条例（平成19年4月1日施行）

² 札幌市市民まちづくり活動促進条例：市民まちづくり活動の促進に関する基本理念や施策などについての基本的事項を定めることにより、市民、事業者及び市が連携・協力してまちづくりを担い、豊かで活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とした条例（平成20年4月1日施行）

³ 一般刑法犯：道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷罪及び危険運転致死傷罪を除いた「刑法」に規定する罪

あることから、この計画では、主に日常生活の身近なところで発生する犯罪を対象とし、その未然防止に向けた取組を進めています。また、消費者問題などの生活経済事犯、児童虐待・ドメスティック・バイオレンス⁴（以下「DV」という。）に関する事案、子どもの安全対策などは、5（2）において掲げた関連計画等に基づき対策を進めていますが、重大な犯罪に至る事案もあることから、計画においても施策として位置付けています。



4 計画期間

計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。なお、施策の進捗状況や犯罪情勢、社会情勢の変化などを踏まえ、適宜必要な見直し又は変更を行い、より効果的かつ効率的な施策の展開に努めることとします。

5 計画の位置づけ

計画では、安全で安心なまちづくりを行うにあたって、市民、事業者、市が連携・協力してまちづくりを行うとの「札幌市自治基本条例」及び「札幌市市民まちづくり活動促進条例」の観点に則り、取組を進めることとしています。

札幌市のまちづくりの計画体系においては、計画は、「札幌市まちづくり戦略ビジョン（平成 25～34 年度）⁵」の部門別計画として位置付けられます。そのため、計画は、これらの総合計画や本市の他の関連計画などと連携し、整合性のとれた内容としています。

（1）本市総合計画における「犯罪のない安全で安心なまちづくり」の位置づけ

○まちづくり戦略ビジョン【ビジョン編】（平成 25～34 年度）

「ビジョン編」第 4 章第 4 節「安全・安心」・基本目標 14 「安全な日常生活が送れるまちにします」において、将来のまちの姿として「犯罪や消費生活に関する問題の発生を防止する取組など、市民の安全な暮らしを守る環境が整っています。」と想定しています。

⁴ ドメスティック・バイオレンス（DV）：配偶者や親密な関係にある交際相手などからの暴力

⁵ まちづくり戦略ビジョン【ビジョン編】：札幌の将来像と主要政策を明示する札幌市のまちづくりの基本方針（平成 25 年 2 月策定）

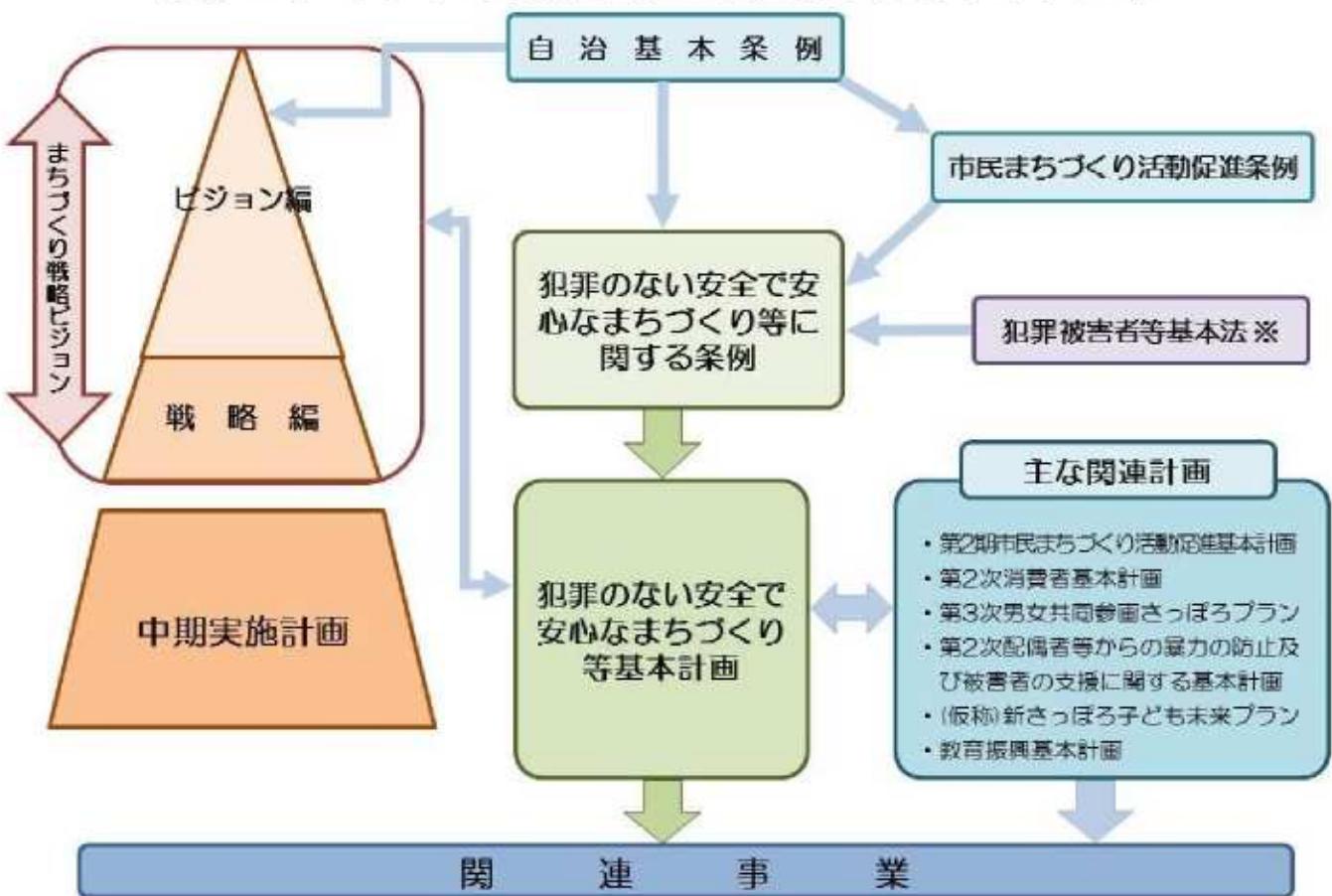
(2) 主な関連計画

安全で安心なまちとするための取組は多岐に渡り、市で策定する個別計画にも関連する事項があることから、各計画の方向性や取組内容などとの整合性を図っています。

【主な関連計画と所管局】

- ・第2次市民まちづくり活動促進基本計画：市民まちづくり局
市民まちづくり活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画
- ・第2次消費者基本計画：市民まちづくり局
消費者を取り巻く環境の変化に対応し消費者施策を計画的に実施するための計画
- ・第3次男女共同参画さっぽろプラン：市民まちづくり局
男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画
- ・第2次配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画：市民まちづくり局
配偶者等からの暴力対策等の施策を推進するための計画
- ・(仮称) 新さっぽろ子ども未来プラン：子ども未来局
将来を担う子どもと子育て家庭に対する支援策の実施に関する行動計画
- ・教育振興基本計画：教育委員会
今後の教育目標や方向性を明らかにし、教育施策を総合的・体系的に進める計画

犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の位置づけ



※ 犯罪被害者等基本法：犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、その権利利益の保護を図る法律（平成16年12月施行）

第2章 現状とこれまでの振り返り

前期計画の策定以降、「犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現」との基本目標のもと、「市民の意識」、「地域の力」、「環境の整備」をキーワードとする3つの基本方針に基づいて11の基本施策とさまざまな具体的な施策・取組を展開してきました。

本章では、犯罪情勢や市民アンケート結果を踏まえて、これまで基本方針と基本施策に基づいて実施した関連事業について総括し、それらから見えてくる課題を整理します。

1 札幌市の犯罪情勢

見直しの前提として、市内で発生している犯罪の状況について、傾向や特徴などを分析します。

(1) 一般刑法犯認知件数

一般刑法犯認知件数⁶は、平成13年にピーク（41,290件）を迎え、その後は減少傾向にあり、平成25年には19,423件と2万件を下回りました。しかし、いまだ1日あたり約53件もの犯罪が発生しています。

【全国及び札幌市内における刑法犯認知件数の推移】



区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
認知件数	38,533	41,290	40,472	38,861	37,637	31,929	29,738	27,840

H20	H21	H22	H23	H24	H25	前年比
27,407	25,275	24,943	24,043	21,283	19,423	-1,860

（単位：件）

【北海道警察提供資料】

⁶ 認知件数：警察において発生を認知した事件の数

(2) 罪種別認知件数

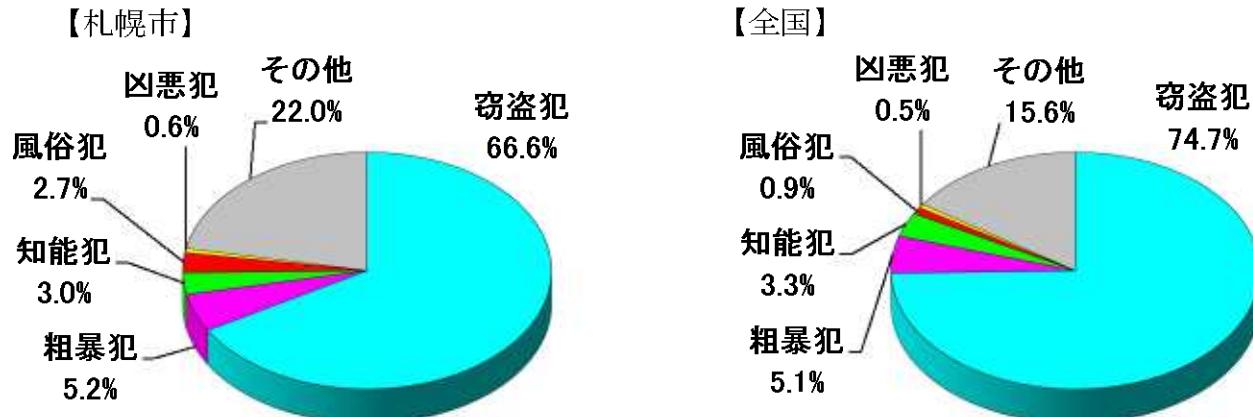
窃盗犯が全体の約2/3を占め、他の罪種よりも圧倒的に多い状況にあります。窃盗犯に占める割合としては、自転車盗、車上ねらい、侵入盗が高く、特に自転車盗は、窃盗犯全体の1/3を占めています。また、粗暴犯、風俗犯が増加傾向にあり、粗暴犯については暴行・傷害が、風俗犯については特に女性が被害に遭いやすい強制わいせつ、公然わいせつが増加しています。

【包括罪種⁷別認知件数】

		H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
窃盗犯	件数	19,303	18,808	17,604	14,929	12,932
	割合	76.4%	75.4%	73.2%	70.1%	66.6%
粗暴犯	件数	877	802	815	928	1,005
	割合	3.5%	3.2%	3.4%	4.4%	5.2%
知能犯	件数	607	555	532	419	577
	割合	2.4%	2.2%	2.2%	2.0%	3.0%
風俗犯	件数	306	324	354	369	529
	割合	1.2%	1.3%	1.5%	1.7%	2.7%
凶悪犯	件数	129	135	102	114	109
	割合	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.6%
その他	件数	4,053	4,319	4,636	4,524	4,271
	割合	16.0%	17.3%	19.3%	21.3%	22.0%
合 計		25,275	24,943	24,043	21,283	19,423

(単位：件)

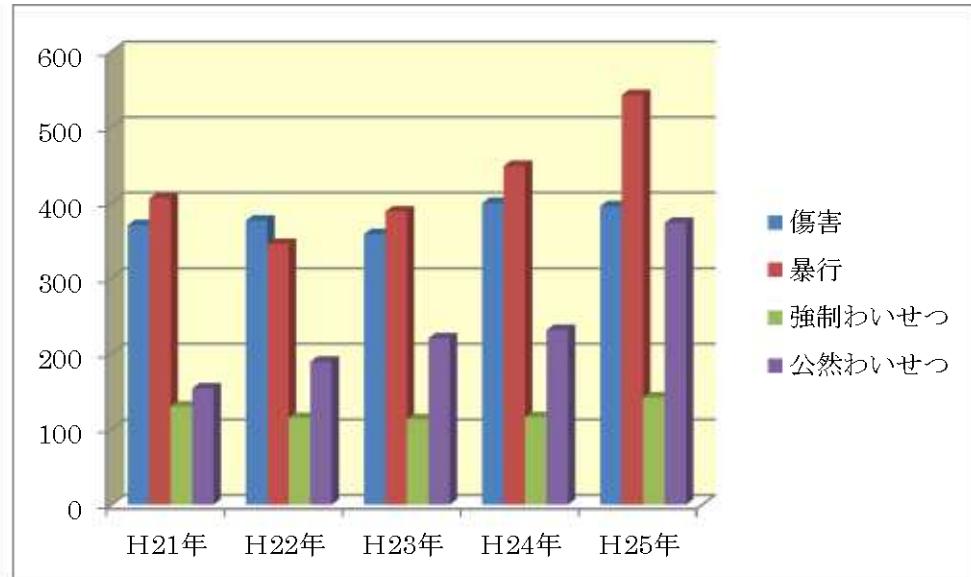
【包括罪種別認知件数の割合(平成25年)】



【平成26年警察白書及び北海道警察提供資料】

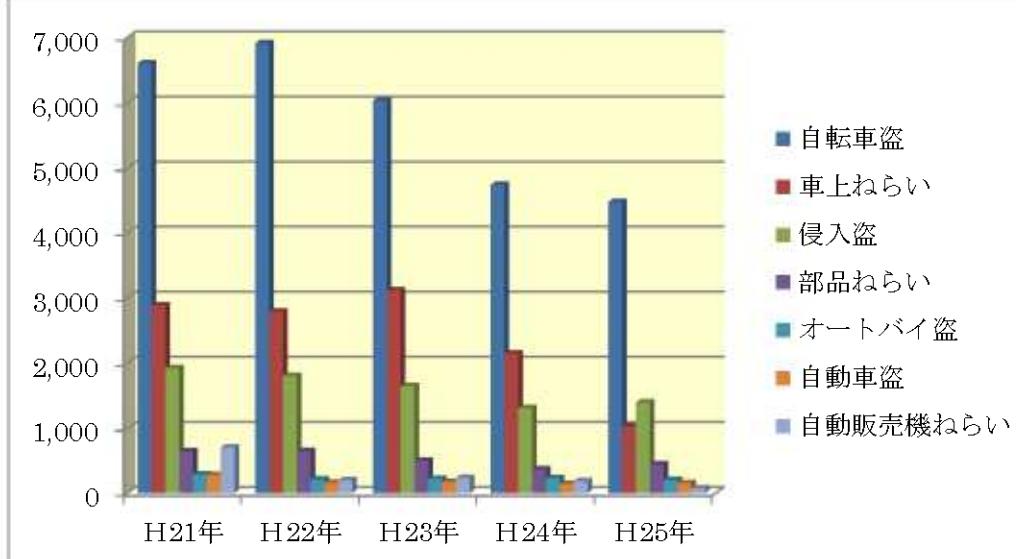
⁷ 包括罪種：刑法犯を罪種の類似性などから大きく分類したもの。凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他の6種類に分類されている。

【主な増加罪種】



	罪種名	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
粗暴犯	傷害	370	376	358	399	395
	暴行	405	345	388	448	542
風俗犯	強制わいせつ	130	115	113	116	142
	公然わいせつ	154	189	220	231	373

【窃盗犯の主な減少手口】



	手口名	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
窃盗犯	自転車盗	6,603	6,913	6,033	4,739	4,471
	車上ねらい	2,882	2,788	3,115	2,144	1,023
	侵入盗	1,919	1,799	1,643	1,306	1,394
	部品ねらい	644	647	499	366	445
	オートバイ盗	287	212	219	231	204
	自動車盗	277	158	174	143	153
	自動販売機ねらい	701	199	235	185	72

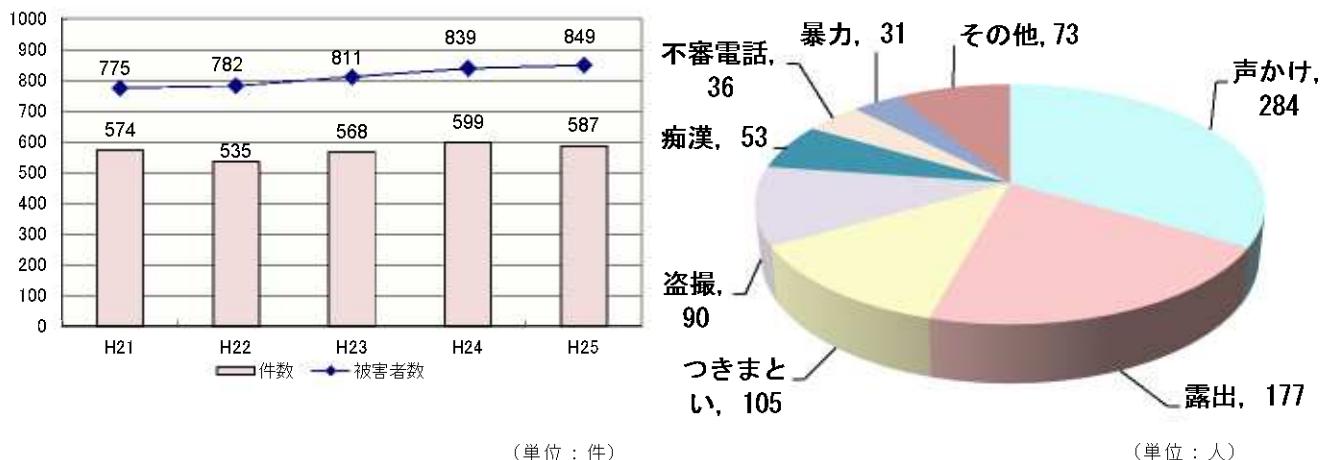
(単位：件) 【北海道警察提供資料】

(3) 子どもに係る事案

平成 25 年度中に市内で小・中学生を狙った事案は 587 件発生しており、被害を受けた子どもは 849 人と、件数は横ばいながら被害者数は増加傾向にあり、近年 800 人以上の児童生徒が被害に遭っています。

事案内容別被害としては、声かけ行為が最も多く、次いで露出行為、つきまとい行為、盗撮行為となっており、これらの行為で全体の 3 / 4 以上を占めています。

【子どもに係る事案発生件数・被害者数の推移】 【子どもに係る事案:事案別被害者数(平成 25 年度)】



【子どもに係る事案 : 事案別被害者数(平成 25 年度)】

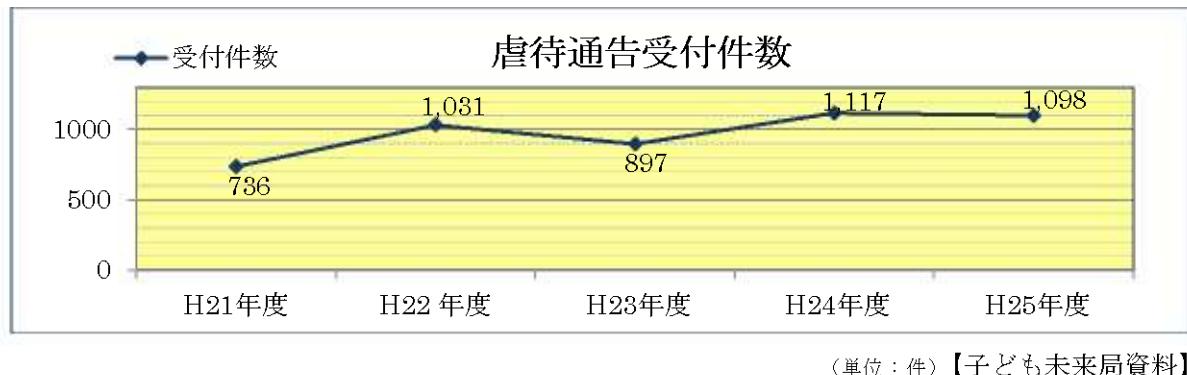
	小学生 (人)				中学生 (人)				合計 (人)			
	男子	女子	不明	合計	男子	女子	不明	合計	男子	女子	不明	合計
声かけ	61	131	34	226	3	50	5	58	64	181	39	284
露出	24	63	27	114	7	43	13	63	31	106	40	177
つきまとい	11	40	15	66	5	30	4	39	16	70	19	105
盗撮	10	38	20	68	1	20	1	22	11	58	21	90
痴漢	0	14	2	16	1	32	4	37	1	46	6	53
不審電話	8	12	16	36	0	0	0	0	8	12	16	36
暴力	12	5	2	19	2	10	0	12	14	15	2	31
その他	12	29	10	51	5	11	6	22	17	40	16	73
合計	138	332	126	596	24	196	33	253	162	528	159	849

(単位 : 件) 【子どもに係る事案調査⁸】

⁸ 子どもに係る事案調査 : 札幌市子ども未来局子どもの権利推進課が、平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日に、札幌市内小学校 204 校及び中学校 97 校において把握できた情報を集計したもの。

(4) 児童虐待

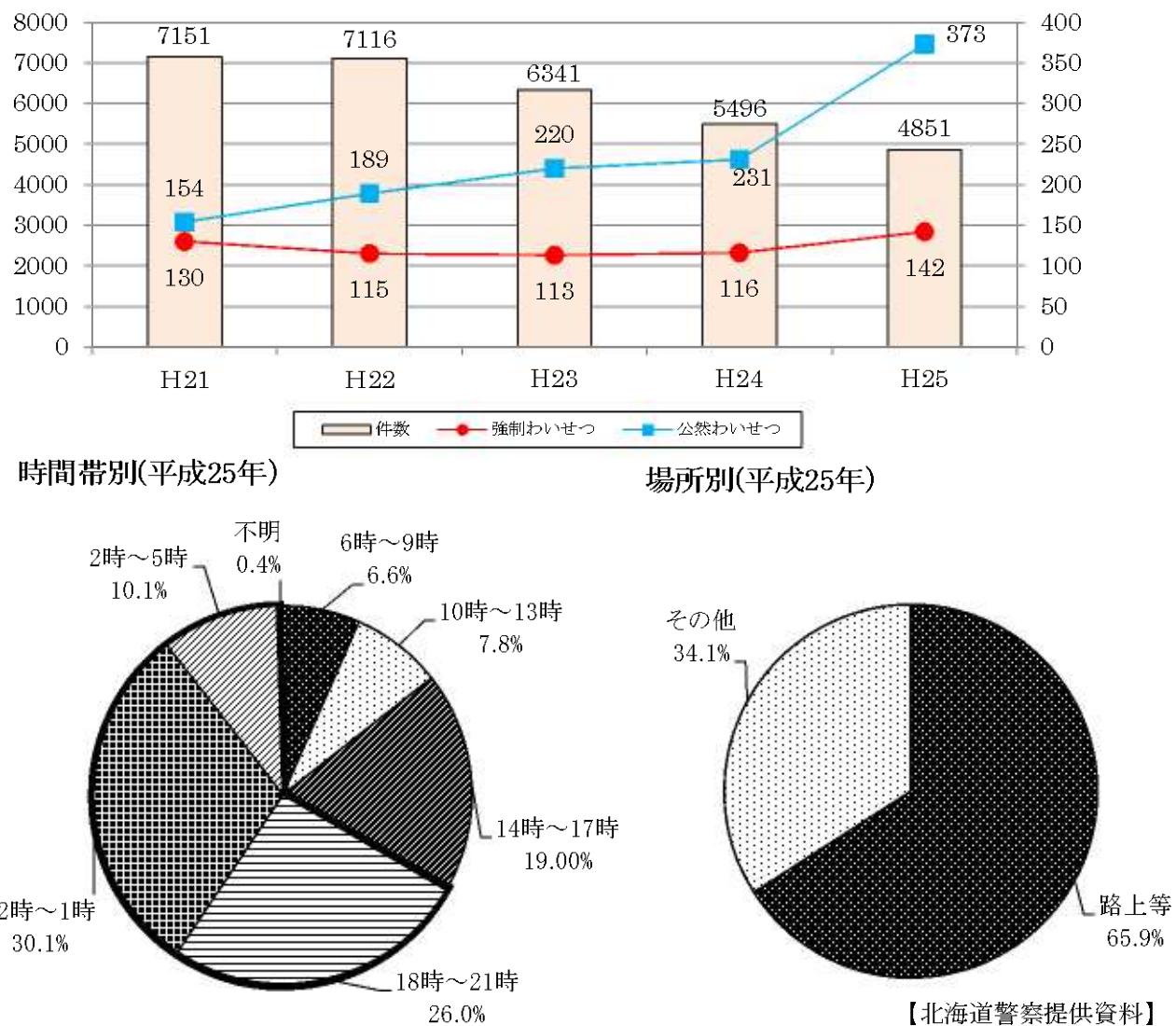
札幌市における児童虐待に関する虐待通告受付件数(札幌市児童相談所と区家庭児童相談室の合計)は、平成22年以降、1,000件程度で推移しています。



(5) 女性に係る事案

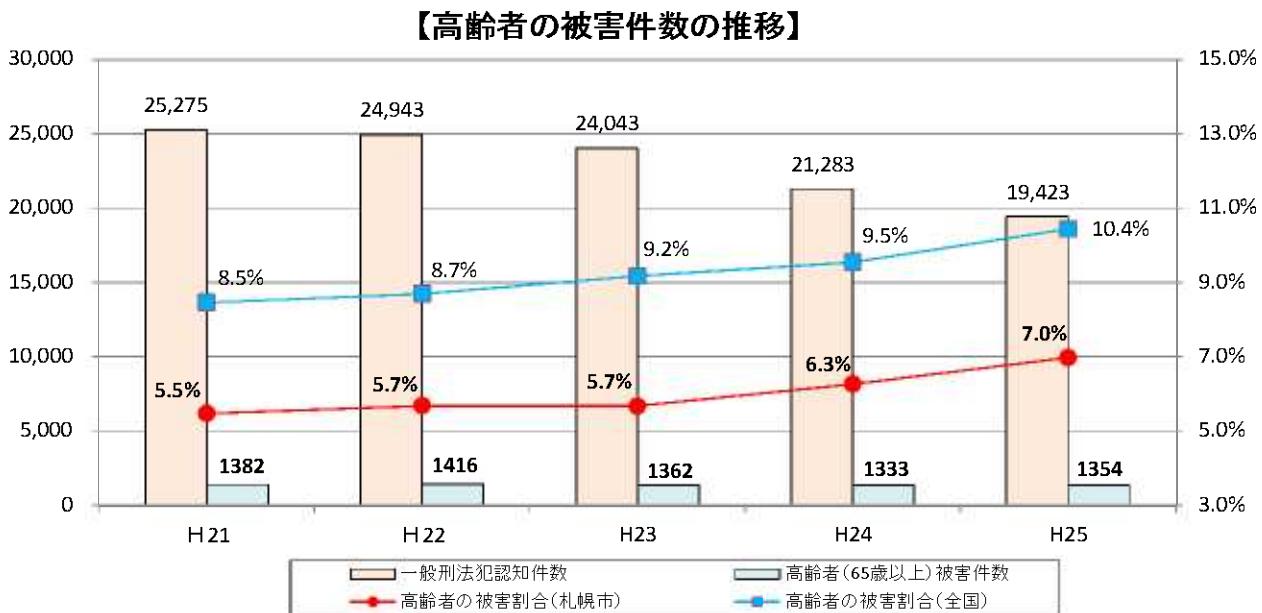
女性の被害件数は減少傾向にありますが、女性が被害に遭いやすい「強制わいせつ」や「公然わいせつ」などの性犯罪は増加傾向にあります。被害の多くは夜間に、路上等の公共の場所で発生しています。

【女性の被害件数及び性犯罪被害件数の推移】



(6) 高齢者に係る事案

一般刑法犯認知件数が減少する中、高齢者の被害件数はほぼ横ばいの傾向にあり、毎年1,300件から1,400件にのぼっています。犯罪種別については、侵入窃盗等の身近な犯罪のほか、「オレオレ詐欺」等の特殊詐欺⁹被害が多くなっています。



(7) 特殊詐欺

特殊詐欺の手口のうち従来からある「オレオレ詐欺」、「架空請求詐欺」、「融資保証金詐欺」、「還付金等詐欺」に関する平成21年以降の被害件数及び被害金額の推移は下記のとおりですが、特殊詐欺については次々と新しい手口が生まれています。平成25年に発生した特殊詐欺は77件、被害総額は約3億4千万円となっています。

特に高齢者の被害が目立っており、「オレオレ詐欺」、「還付金等詐欺」、「金融商品等取引名目の詐欺」や「ギャンブル必勝情報提供名目の詐欺」の被害の半数以上は65歳以上となっています。

【オレオレ、架空請求、融資保証金、還付金等詐欺の被害件数及び被害金額の推移】



【北海道警察提供資料】

⁹ 特殊詐欺：被害者に電話をかけるなどして対面することなく欺もうし、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の総称

【平成 25 年手口別特殊詐欺被害件数等】

手口形態		件数（件）	割合	被害額（円）	割合	1 件あたりの平均被害額
オレオレ詐欺 ¹⁰	全体	13		22,500,000		約 173 万円
	65 歳以上	7	53.8%	13,500,000	60.0%	約 193 万円
架空請求詐欺 ¹¹	全体	8		24,951,000		約 312 万円
	65 歳以上	1	12.5%	400,000	1.6%	約 40 万円
融資保証金詐欺 ¹²	全体	8		15,468,012		約 193 万円
	65 歳以上	1	12.5%	235,010	1.5%	約 24 万円
還付金等詐欺 ¹³	全体	27		20,973,284		約 78 万円
	65 歳以上	26	96.3%	20,713,090	98.8%	約 80 万円
金融商品等取引名目の詐欺 ¹⁴	全体	9		129,680,000		約 1441 万円
	65 歳以上	8	88.9%	67,680,000	52.2%	約 846 万円
ギャンブル必勝情報提供名目の詐欺 ¹⁵	全体	5		41,529,615		約 831 万円
	65 歳以上	3	60.0%	38,970,000	93.8%	約 1299 万円
異性との交際あっせん名目の詐欺 ¹⁶	全体	0		0		-
	65 歳以上	0	-	0	-	-
その他	全体	7		89,100,000		約 1273 万円
	65 歳以上	6	85.7%	46,100,000	51.7%	約 768 万円
合計	全体	77		344,201,911		約 447 万円
	65 歳以上	52	67.5%	187,598,100	54.5%	約 361 万円

【北海道警察提供資料】

【まとめ】

- ・市内の刑法犯認知件数は減少傾向にあり、平成 25 年は 2 万件を下回った
- ・子どもに係る事案は、件数は横ばいであるが、被害者数は増加傾向である
- ・児童虐待に関する虐待通告受付件数が年間 1,000 件程度発生している
- ・女性を狙った性犯罪が増加傾向となっている
- ・特殊詐欺の被害が相次ぎ、特に高齢者の被害が目立っている

¹⁰ オレオレ詐欺：親族、警察官、弁護士等を装って電話をかけ、会社の横領金の補てんや借金の返済等を名目に、現金を預貯金口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺

¹¹ 架空請求詐欺：郵便、インターネット、メール等を利用して、不特定の者に対して架空の事実を口実とした料金を請求する文書等を送付するなどして、現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺

¹² 融資保証金詐欺：実際には融資しないにもかかわらず、融資を受けるための保証金等の名目により現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺

¹³ 還付金等詐欺：市町村の職員等を装い、税金の還付等に必要な手続を装って被害者に現金自動預払機（ATM）を操作させ、口座間送金により振り込ませる手口の電子計算機使用詐欺

¹⁴ 金融商品等取引名目の詐欺：実際には対価ほどの価値がない未公開株、社債等の有価証券や外国通貨等又は全く架空の有価証券等について電話やダイレクトメール等により虚偽情報を提供し、購入等の名目で金銭等をだまし取る詐欺

¹⁵ ギャンブル必勝情報提供名目の詐欺：不特定の者に対して「必ずもうかる」と話をもちかけ、パチンコや競馬、ロト6などの必勝情報等の虚偽の情報を提供するなどした上で、会員登録料や情報料等の名目で金銭等をだまし取る詐欺

¹⁶ 異性との交際あっせん名目の詐欺：不特定の者に対して一度だけ異性と会わせたり、異性に関する虚偽の情報を提供したりするなどした上で、会員登録料や保証金等の名目で金銭等をだまし取る詐欺

2 市民意識及び地域防犯活動の状況

前期計画を見直すにあたり、市民の防犯に対する意識や地域防犯活動の実態等を把握するため、計画策定前の平成 21 年度と策定後 4 年目の平成 25 年度に市民及び市内の地域防犯活動団体に対する意識調査（以下「アンケート」という。）を実施し、同様の設問内容について、可能な範囲で比較を行いました。

市民及び地域防犯活動団体アンケート調査の概要

◎市民アンケート① (1)～(7)

【調査地域】札幌市内

【調査対象】満 20 歳以上の男女個人

【標本数】平成 21 年度 1,000 人（回収数 563）(56.3%)

平成 25 年度 1,003 人（回収数 544）(54.2%)

【抽出方法】住民基本台帳から、標本の抽出を行う「等間隔無作為抽出法」

◎市民アンケート② (8)

【調査地域】札幌市内

【調査対象】満 18 歳以上の男女個人

【標本数】平成 26 年度 10,000 人（回収数 4,775）(47.8%)

【抽出方法】住民基本台帳から、標本の抽出を行う「等間隔無作為抽出法」

◎地域防犯活動団体アンケート (9)・(10)

【調査地域】札幌市内

【調査対象】札幌市内で防犯活動を行っている団体の代表者

【標本数】平成 21 年度 215 団体（回収数 167）(77.7%)

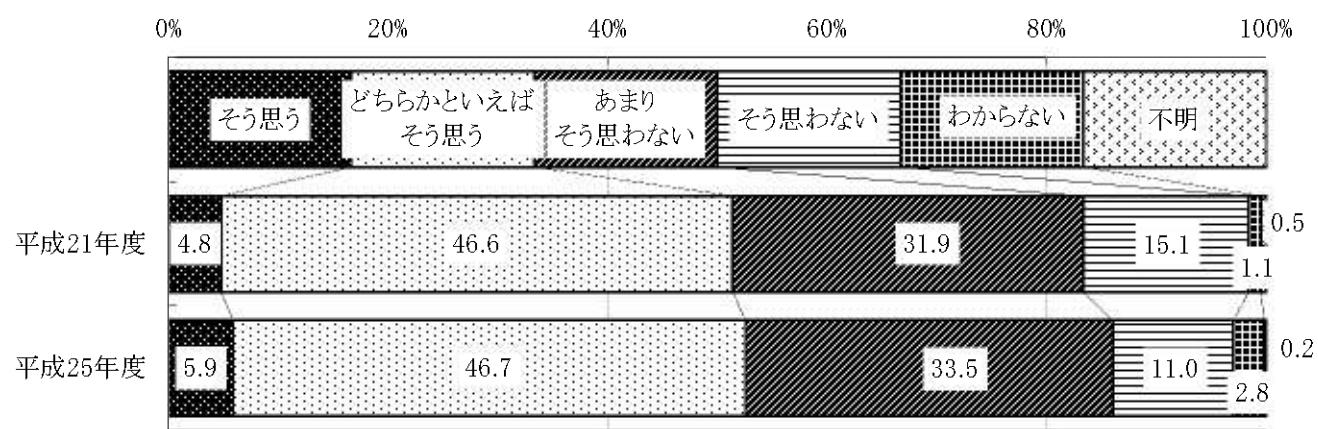
平成 25 年度 231 団体（回収数 171）(74.0%)

【抽出方法】北海道警察の協力により、札幌市内で防犯活動を行っている団体を抽出

(1) 犯罪のない安全で安心なまちづくり全般

「札幌市が、犯罪の被害に遭わずに安全に安心して暮らせるまちだと思いますか」との問い合わせに対して、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計が半数近くを占めます。前回アンケート調査結果に比べ、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計が 51.4% から 52.6% とわずかながら増加しています。

【安全に安心して暮らせるまちか否か】



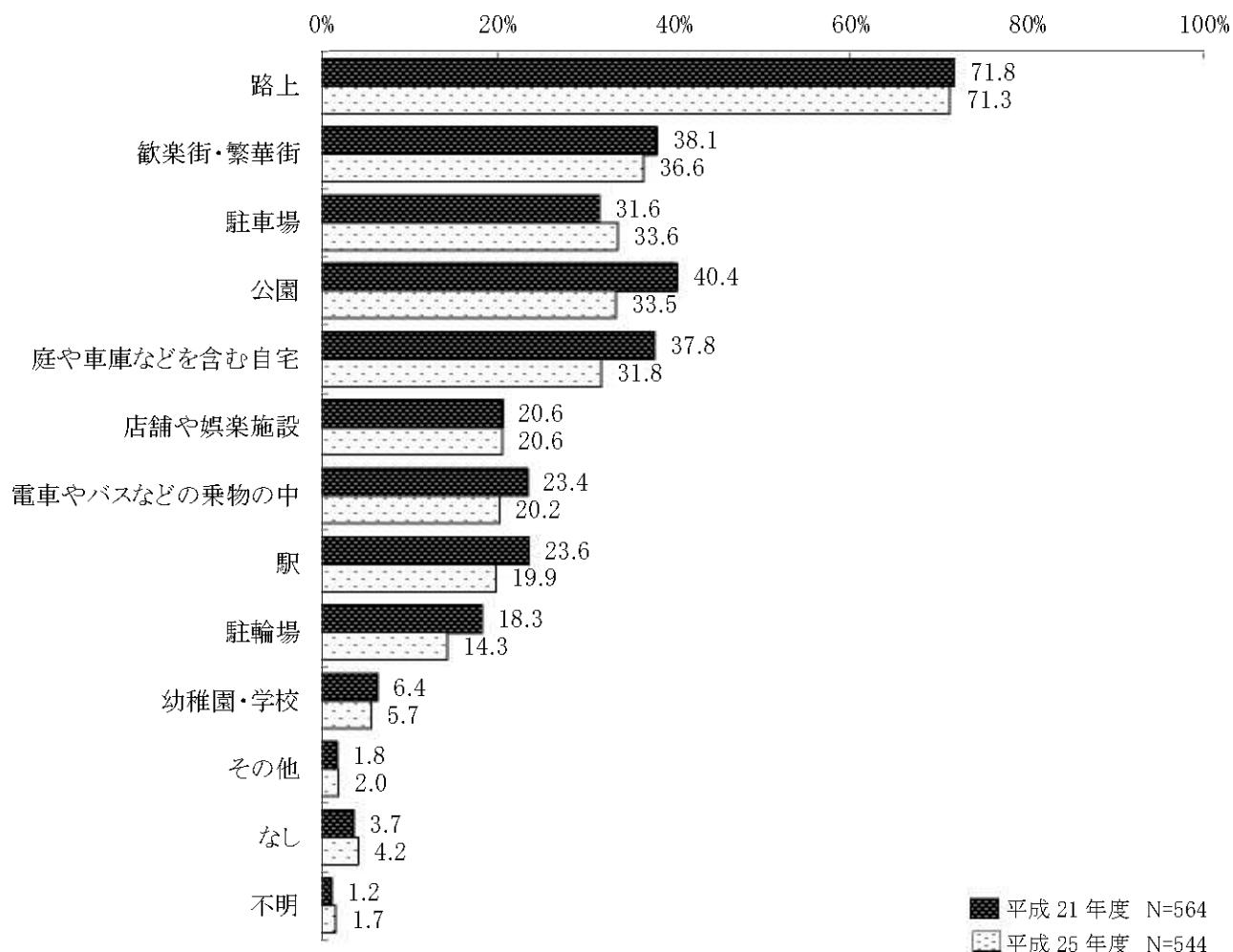
平成 21 年度 N=564
平成 25 年度 N=544

【平成 21 年度及び平成 25 年度市民アンケート】

(2) 犯罪被害遭遇の不安を感じる場所

「自身や同居家族などが犯罪の被害に遭うかもしれないと不安に思う場所はありますか」との問い合わせに対して、「路上」が最も高く7割を超えており、次いで「歓楽街・繁華街」「駐車場」「公園」と公共空間においての犯罪被害遭遇に対する不安感が高くなっています。前回アンケート調査結果に比べ、「駐車場」が31.6%から33.6%とわずかながら増加しています。

【犯罪被害遭遇の不安を感じる場所】

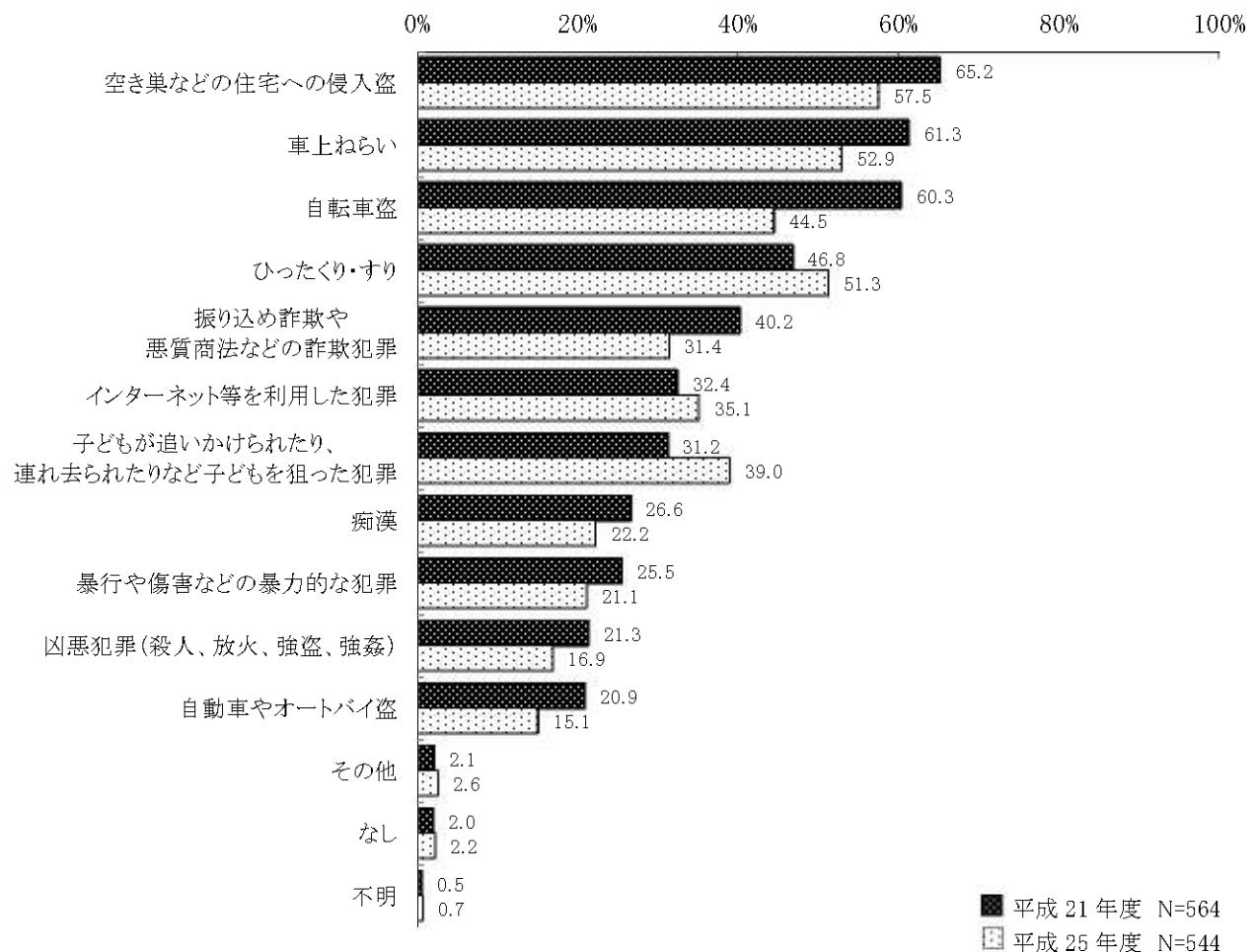


【平成 21 年度及び平成 25 年度市民アンケート】

(3) 被害遭遇の不安を感じる犯罪

「札幌市内で、自身や家族などが日常生活において被害に遭うかもしれないと不安に思う犯罪はありますか」との問い合わせに対して、「空き巣などの住宅への侵入盗」「車上ねらい」「ひったくり・すり」への不安が高くなっています。前回アンケート調査結果に比べ、「ひったくり・すり」「インターネット等を利用した犯罪」「子どもが追いかけられたり、連れ去られたりなど子どもを狙った犯罪」が増加しています。また、家族に子どもがいる方の約7割が、子どもが犯罪に巻き込まれることに不安を抱いています。

【被害遭遇の不安を感じる犯罪】



【平成 21 年度及び平成 25 年度市民アンケート】

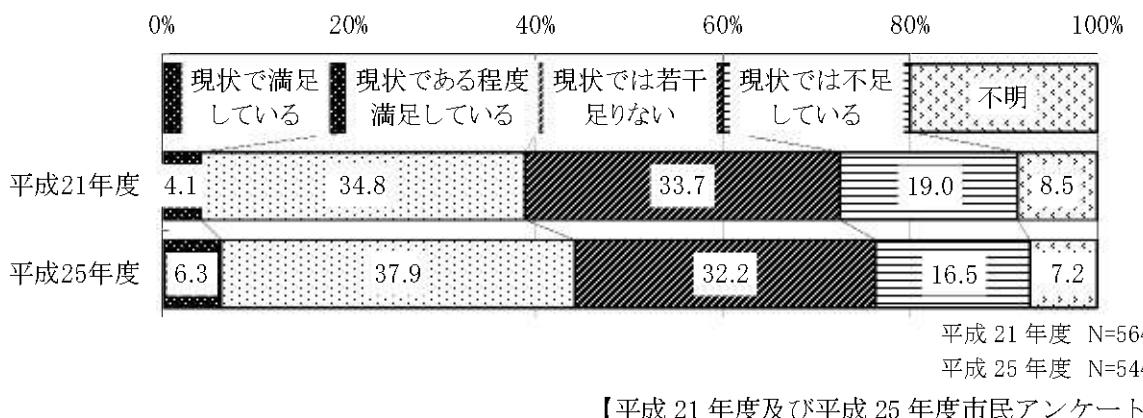
		入空 盗き 巣な ど の 住 宅 へ の 侵	ひ っ た く り ・ す り	自 転 車 盗	自 動 車 や オ ー ト バ イ 盗	車 上 ね ら い	な 振 り の 込 詐 め 欺 犯 罪 や 悪 質 商 法	な 暴 犯 罪 や 傷 害 な ど の 暴 力 的	痴 漢	子 ど も 連 れ が 狙 去 ら れ か 犯 た れ け 犯 り ら な れ ど た	子 ど も 連 れ が 狙 去 ら れ か 犯 た れ け 犯 り ら な れ ど た	イ ン タ ー ネ ッ ト 等 を 利 用	強 凶 悪 犯 罪 （ 殺 人 、 放 火 、 強 盗 、 強 姦 ）	そ の 他	な し	未 回 答
対象者全体		544	313	279	242	82	288	171	115	121	212	191	92	14	12	4
有 無 居 家 の 満 族 の	いる	157	85	77	81	30	100	40	34	43	109	62	28	4	1	1
	いない	364	217	191	155	50	179	124	77	73	100	125	63	9	10	2
	未回答	23	11	11	6	2	9	7	4	5	3	4	1	1	1	1
上段: 実数 下段: %		N=														
			57.5	51.3	44.5	15.1	52.9	31.4	21.1	22.2	39.0	35.1	16.9	2.6	2.2	0.7

【平成 25 年度市民アンケート】

(4) 犯罪に関する情報

「地域や身近なところで起きている犯罪に関する情報量について、現状をどのように感じていますか」との問い合わせに対して、「現状では不足している」と「現状では若干足りない」の合計が48.7%と半数近くになっていますが、前回アンケート調査結果に比べ、52.7%から減少し、改善しつつあります。

【地域や身の回りで起きている犯罪に関する情報量】

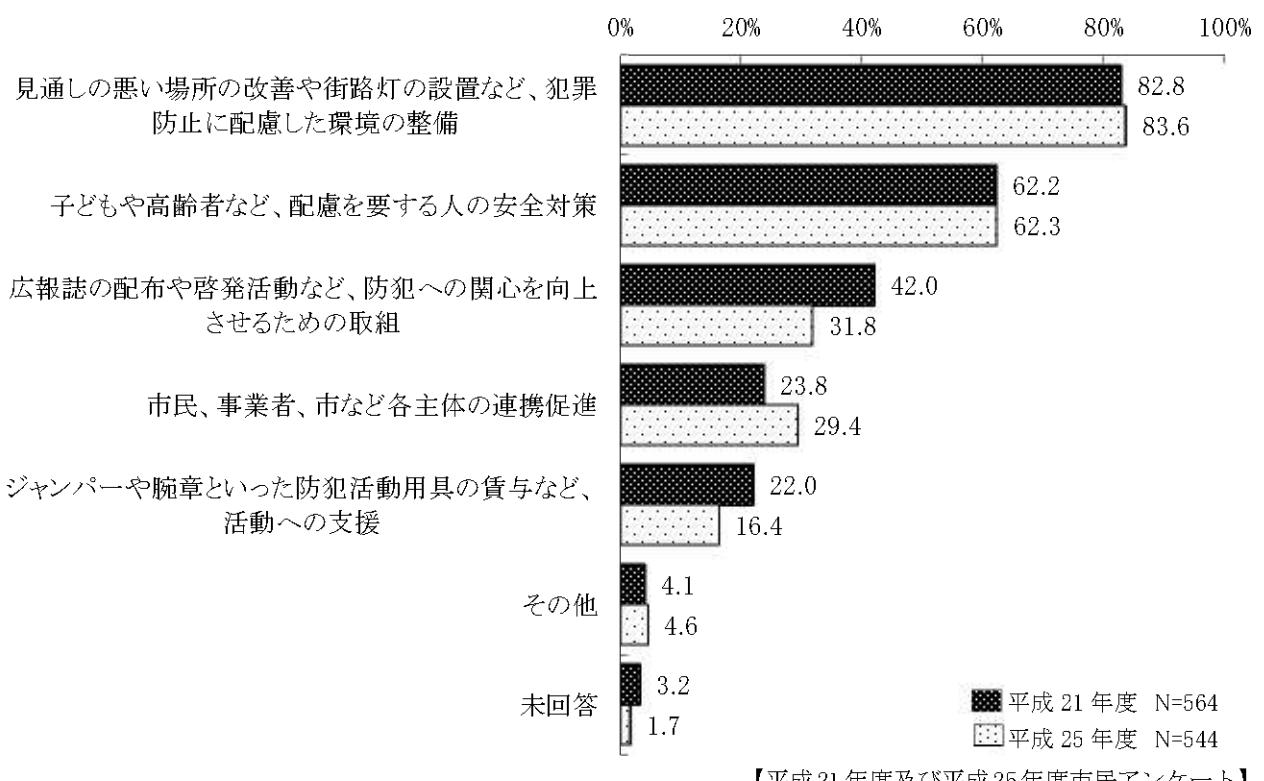


(5) 札幌市に期待する施策

「安全に安心して暮らせるまちを実現するために、札幌市が行う取組として期待するものは何ですか」との問い合わせに対して、「見通しの悪い場所の改善や街路灯の設置など、犯罪防止に配慮した環境の整備」や「子どもや高齢者など、配慮を要する人の安全対策」に対する期待が、前回アンケート同様今回も他の項目より高くなっています。

「市民、事業者、市など各主体の連携促進」への期待は、前回より増加しています。

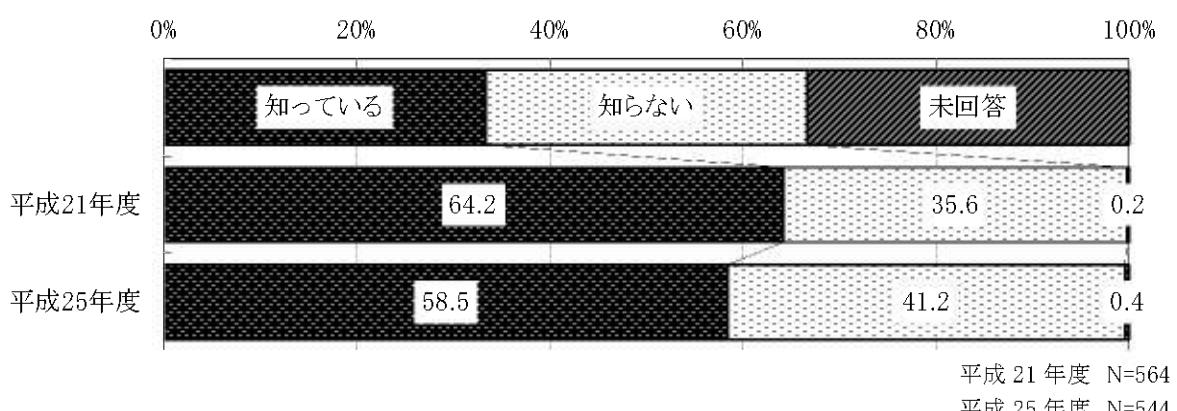
【札幌市に期待する施策】



(6) 地域防犯活動の認知及び参加状況

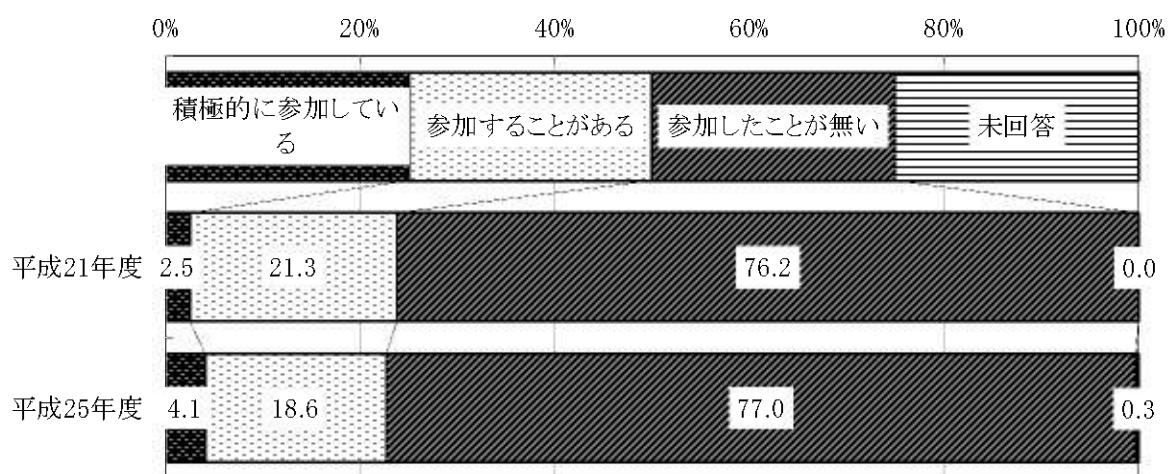
「地域で協力して行われている防犯活動を知っていますか」、「地域で協力して行われている防犯活動にどの程度参加していますか」との問い合わせに対しては、防犯パトロールや子どもの見守り活動など、地域で協力して行われている防犯活動について、「知っている」が約6割ですが、そのうち、「積極的に参加している」と「参加することがある」の合計は2割程度です。前回アンケート調査結果に比べ、防犯活動について「知っている」が64.2%から58.5%に、防犯活動に「積極的に参加している」「参加することがある」の合計が23.8%から22.7%といずれも減少しています。

【地域防犯活動の認知状況】



【平成 21 年度及び平成 25 年度市民アンケート】

【地域防犯活動を認知している市民の参加状況】



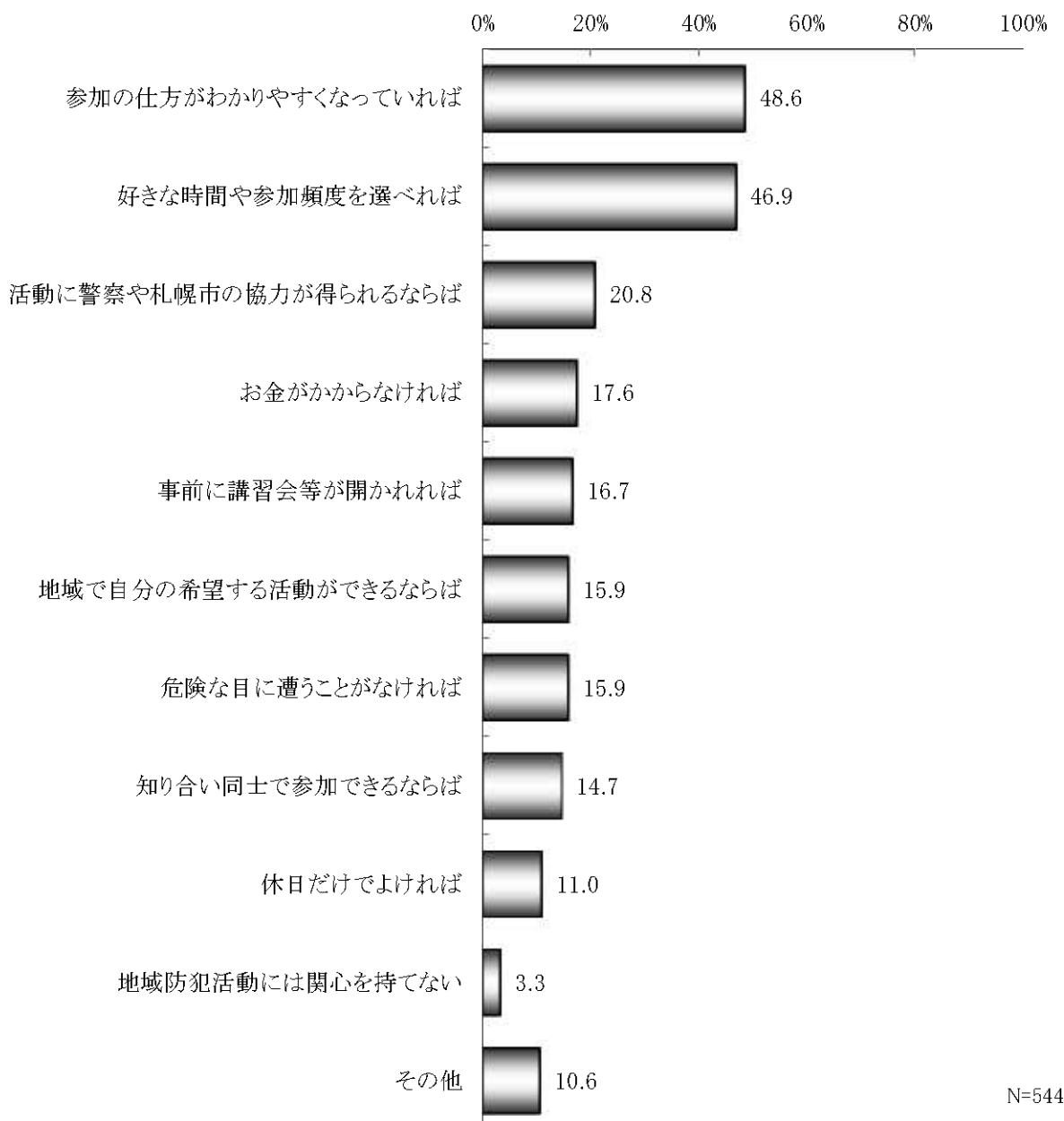
【平成 21 年度及び平成 25 年度市民アンケート】

(7) 地域防犯活動への参加条件

「今後、どのような条件が整えば、地域の防犯活動に参加しようと思いますか」との問い合わせに対しては、「参加の仕方がわかりやすくなつていれば」と「好きな時間や参加頻度を選べれば」が、ともに4割を超えて高くなっています。

【地域防犯活動への参加条件】

※複数回答可



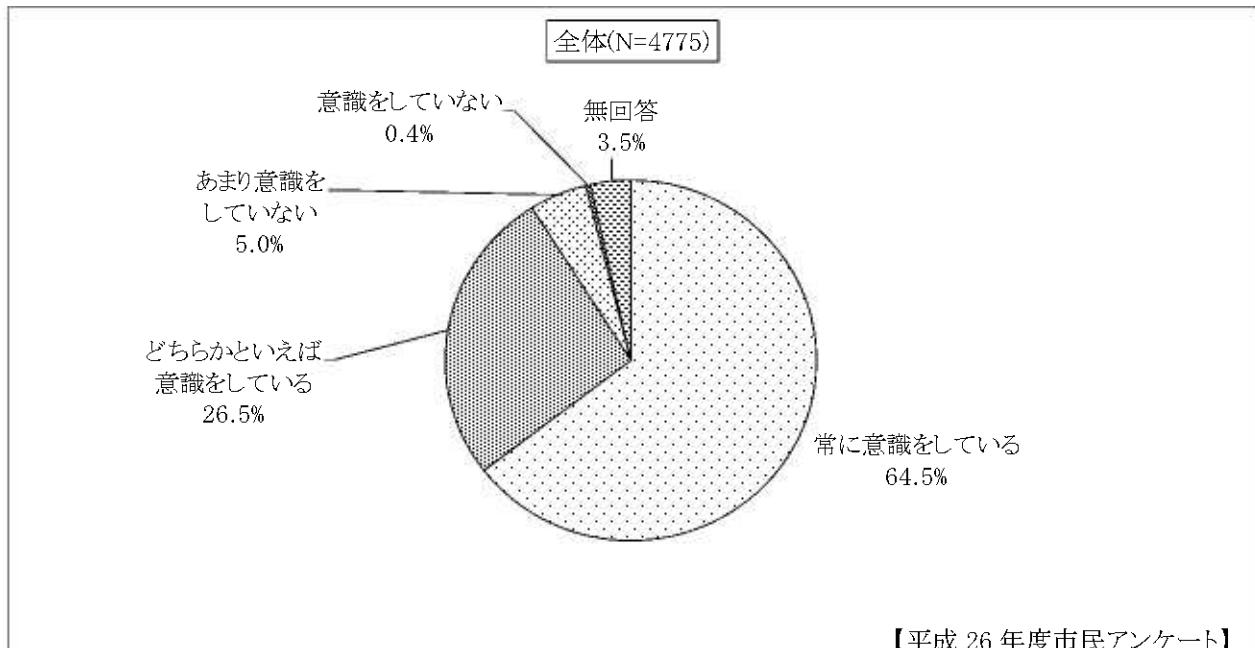
【平成 25 年度市民アンケート】

(8) 防犯に関する意識

「犯罪に遭わないため対策を講じるなど日頃から防犯意識をもって暮らしていますか」との問い合わせに対しては、「常に意識をしている」が 64.5%となっています。一方、「あまり意識をしていない」と「意識をしていない」人の割合は 5.4%となっています。

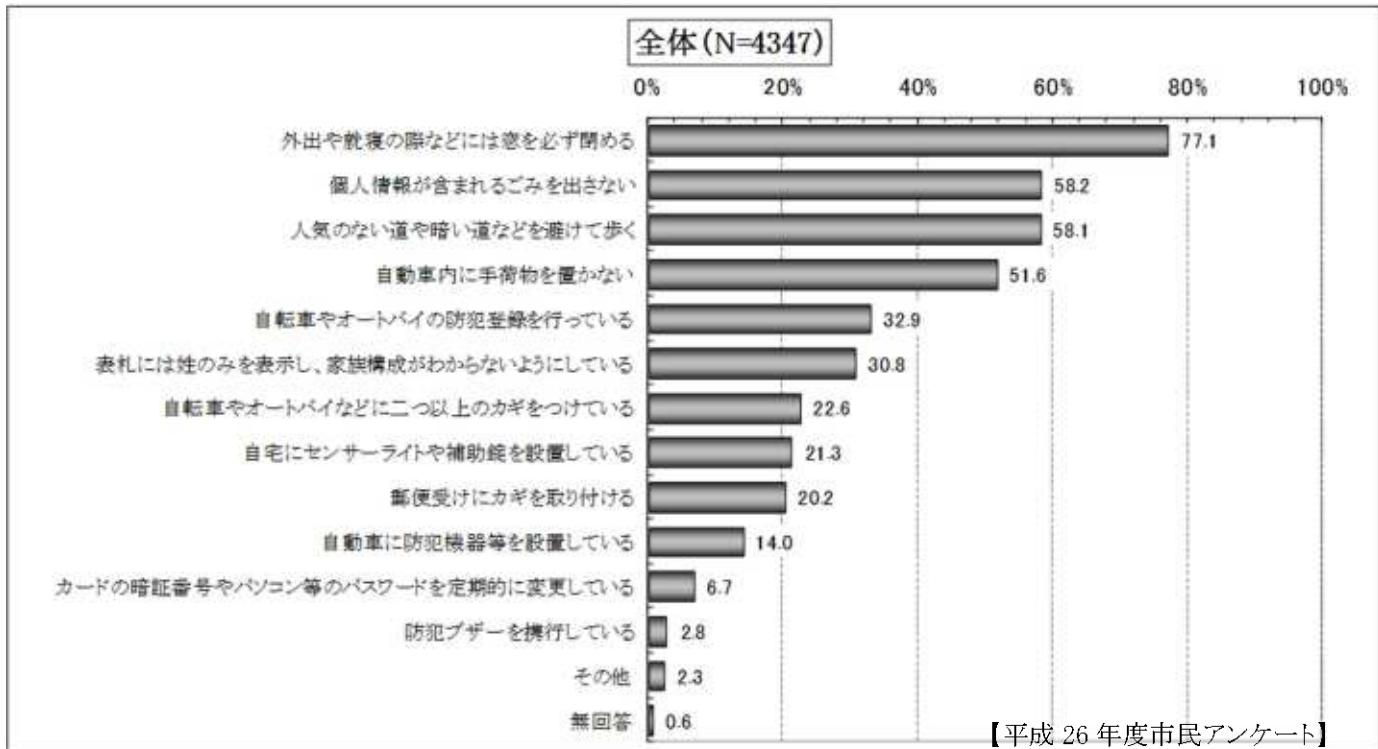
「防犯対策として行っていること」については、「外出や就寝の際などには窓を必ず閉める」が 77.1% を占めています。

【防犯に関する意識】



【平成 26 年度市民アンケート】

【防犯対策として行っていること】

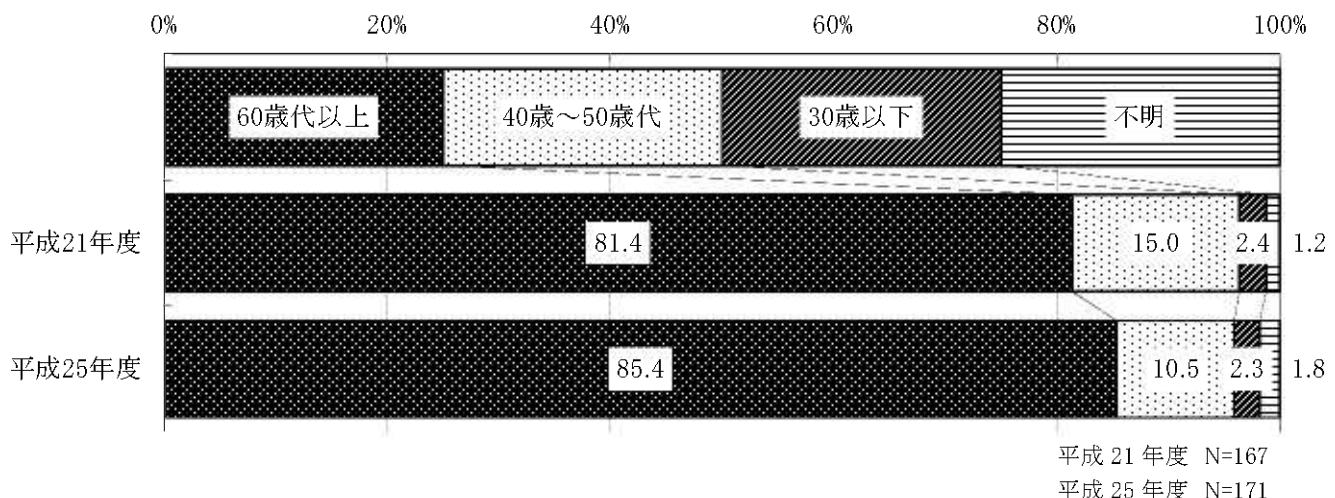


【平成 26 年度市民アンケート】

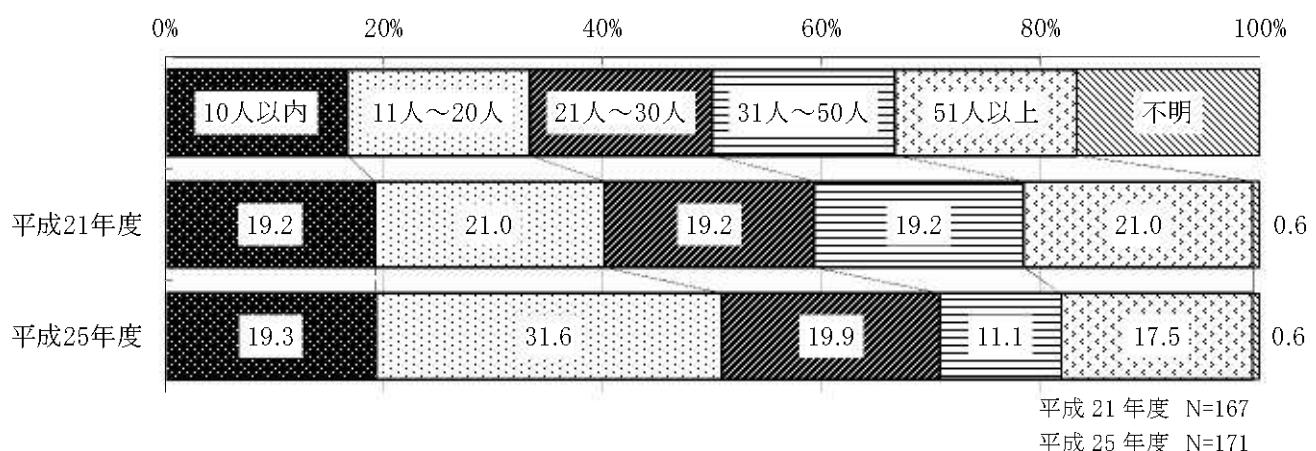
(9) 地域防犯活動団体の参加者の年代、活動人数

「参加メンバーの世代」では「60歳代以上」が約85%と最も多く、前回アンケート調査結果に比べ割合が増えしており、「参加人数」では「11人～20人」が最も多く3割程度、次いで「21人～30人」、「10人以内」がそれぞれ2割を占めています。また、前回アンケートに比べ、31人以上の団体が減少し、団体の少人数化が進んでいます。

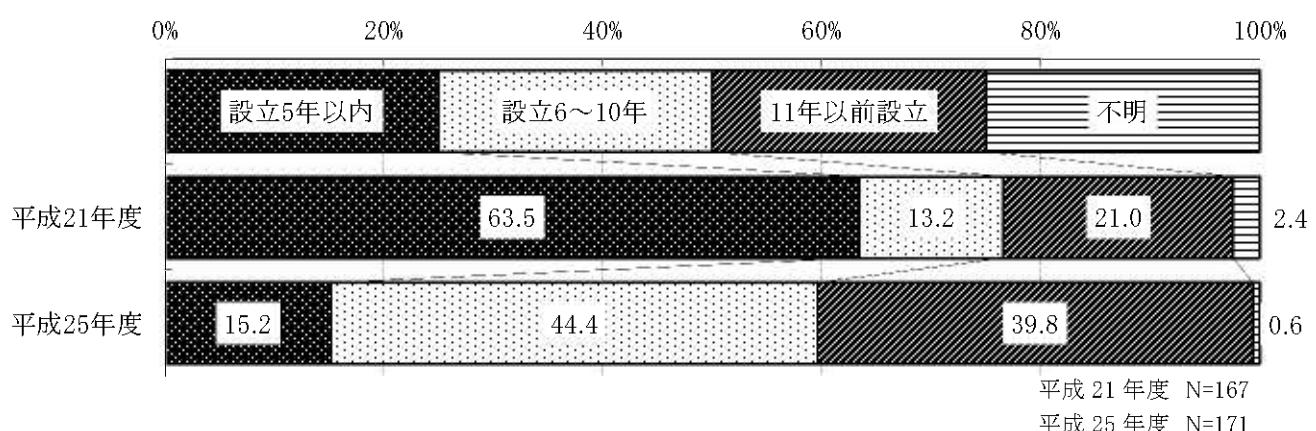
【参加者の年代】



【活動人数】



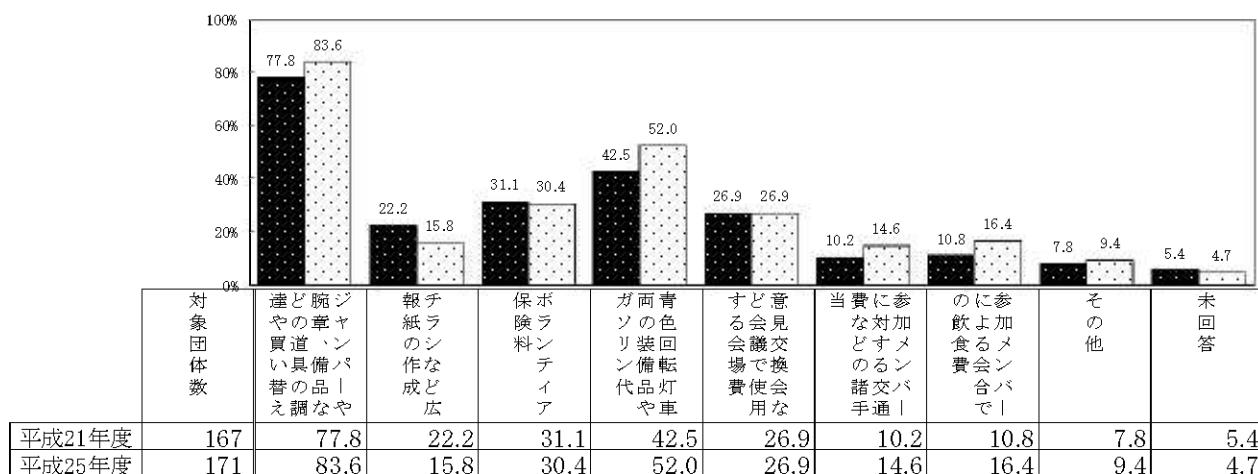
【活動年数】



(10) 地域防犯活動に要する支出

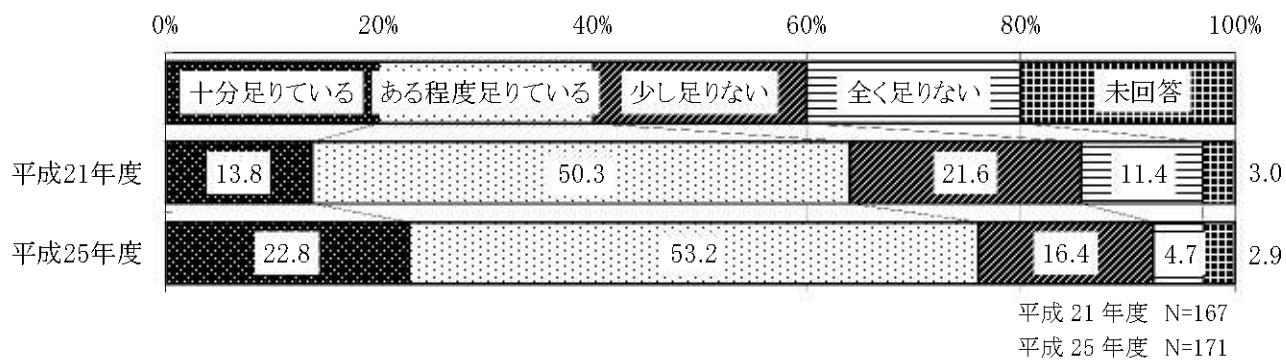
地域防犯活動団体アンケートにおいて、「地域防犯活動を行うにあたって、どのようなことにお金がかかっていますか」との問い合わせに対しては、「ジャンパーや腕章、備品などの道具の調達や買い替え」が最も高く7割を越えています。また、活動に必要な道具や資金については、7割を超える団体が「十分足りている」又は「ある程度足りている」としており、前回アンケート調査結果に比べ、「足りている」とした団体の割合はいずれも増加しています。

【地域防犯活動に要する支出】



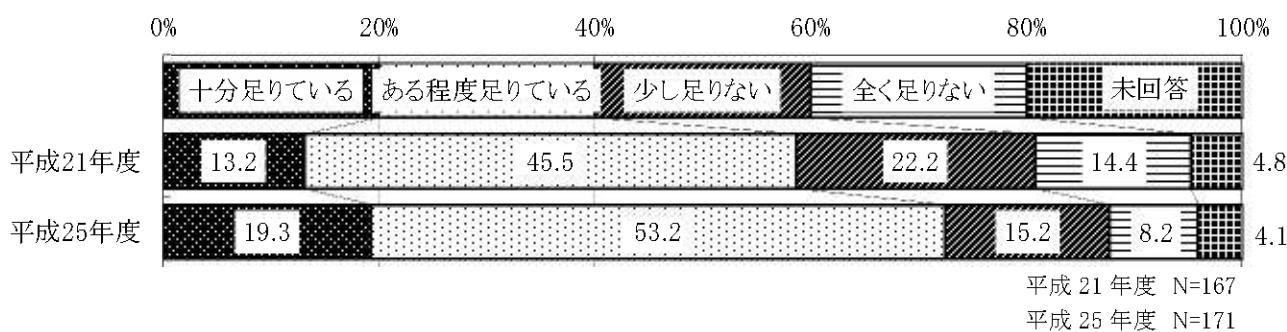
【平成 21 年度及び平成 25 年度地域防犯活動団体アンケート】

【地域防犯活動を行う際の道具について、現状をどのように感じていますか。】



【平成 21 年度及び平成 25 年度地域防犯活動団体アンケート】

【地域防犯活動を行う際の資金について、現状をどのように感じていますか。】



【平成 21 年度及び平成 25 年度地域防犯活動団体アンケート】

【まとめ】

- ・多くの市民は、公共空間での犯罪遭遇に対する不安を感じている
- ・子を持つ市民の多くが子どもの犯罪被害に不安を感じている
- ・半数近くの市民は、防犯に関する情報が不足していると感じている
- ・8割以上の市民が期待する施策に「犯罪防止に配慮した環境整備」を挙げる
- ・市民の地域防犯活動への参加が減少しており、団体の少人数化が進んでいる
- ・地域防犯活動を行う市民が高齢化している
- ・地域防犯活動団体が活動を行うにあたって道具・資金は充足してきている

3 社会情勢

前期計画の策定以降における、防犯やまちづくりに関する社会情勢の変化など、札幌市を取り巻く動向について、以下のとおり整理します。

- (1) 国は、平成25年12月に、東京五輪開催に向けた治安向上策をまとめた「『世界一安全な日本』創造戦略」を閣議決定しています。この中では、暴力団排除をはじめとする組織犯罪への対処、振り込め詐欺など身近な犯罪への対応を強化することとなっており、札幌市としても、国の戦略との整合性を図る必要があります。
- (2) 急速な高齢社会の進展による高齢者人口の増加に伴い、全国的に刑法犯認知件数に占める高齢者の被害件数割合が上昇(P9)しています。高齢者は犯罪のターゲットとなりやすく、犯罪被害に遭う可能性が高まってきていると推察されます。
- (3) 近年、様々な理由で適切に管理できない不適正管理空き家の問題が全国的に顕在化しており、不審者が居住するといった問題に対しては、防犯の観点からも対応する必要があります。
- (4) 暴力団は様々な犯罪を引き起こすとともに、一般市民の日常生活や経済取引にも介入するなど、市民社会の大きな脅威となっており、全国的に暴力団の排除の世論が高まっていることから、平成25年4月から「札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(以下『暴排条例¹⁷』という。)」を施行しています。

【まとめ】

- ・国における「『世界一安全な日本』創造戦略」が閣議決定されている
- ・急速な高齢社会の進展により、高齢者の犯罪被害増加・集中の懸念がある
- ・全国的な不適正管理空き家問題が顕在化してきている
- ・暴力団排除の世論が高まり、札幌市においても「暴排条例」が制定された

¹⁷ 暴排条例：暴力団排除に関し基本理念を定め市民及び事業者の役割を明らかにするととも、暴力団排除関施策等について定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民安全で 平穏な生活を確保し、及び社会経済動の健全発展に寄与すること目的とした条例（平成25年4月策定）

4 これまでの取組概要とその評価

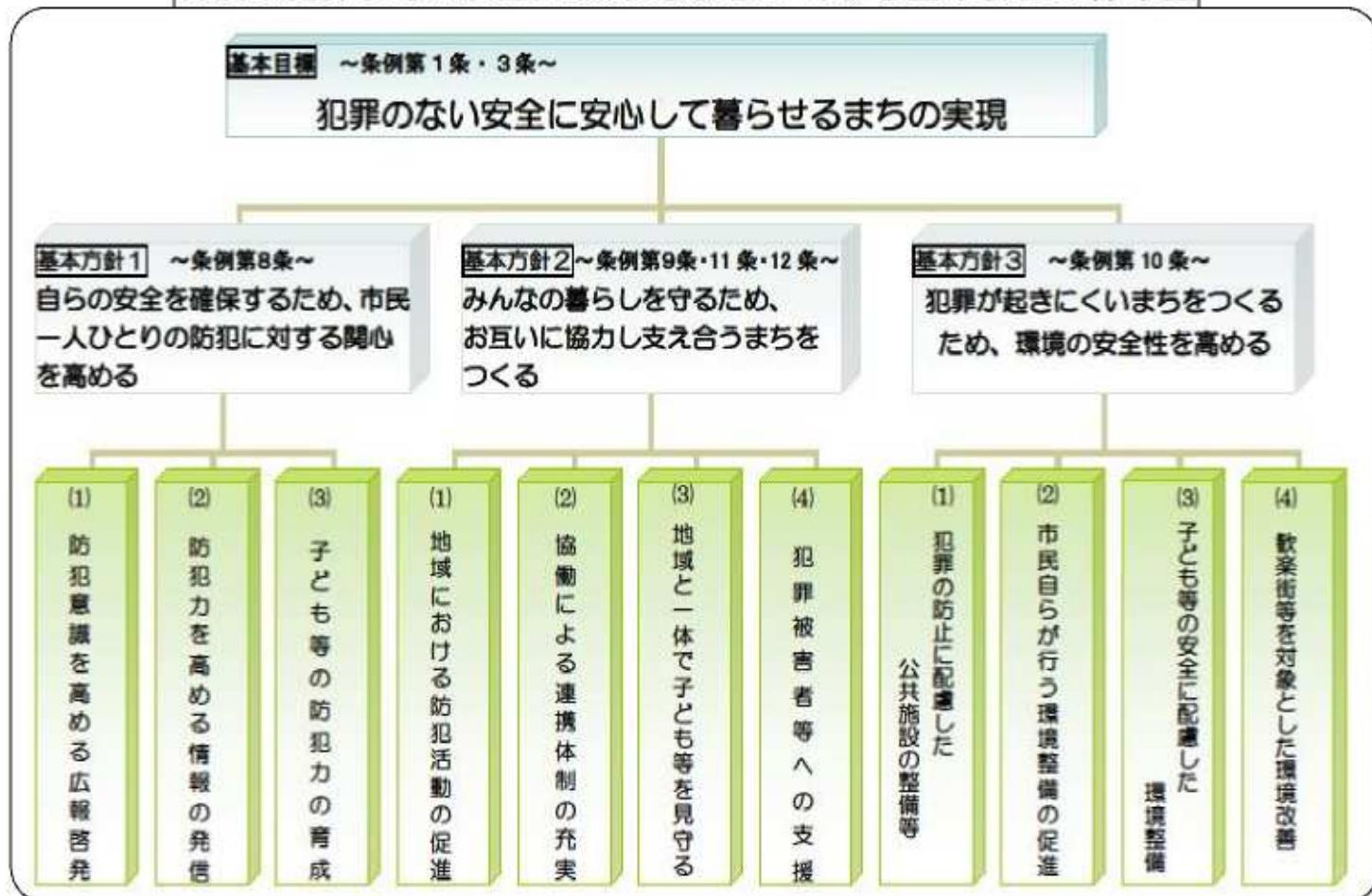
ここでは、前期計画のそれぞれの基本方針ごとの取組などを振り返って評価し、そこで浮かび上がる課題について整理します。

前期計画では、「犯罪のない安全に安心して暮らせるまちだと思う市民の割合」を成果指標とし、平成 25 年までに 60%以上となることを目指し設定しました。

しかしながら、計画に基づく様々な取組を進めてきたにも関わらず、平成 25 年度の市民アンケート調査結果では、「安全安心なまちだと思う」「どちらかといえばそう思う」とする市民の割合は計画当初から 1.2 ポイント上昇し 52.6%となつたものの（P11）、目標達成には至りませんでした。

犯罪認知件数は減少しているものの、空き巣や車上狙い、自転車盗といった身近なところで発生する犯罪や、女性や子ども、高齢者等の犯罪弱者を狙つた犯罪は依然として多く発生しており、市民意識においてはいまだ犯罪への不安が多くあることが要因の一つと考えられます。

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の体系図



(1) 基本方針1（市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める）に基づく取組

市民の防犯に関する知識や意識を高めるため、安全安心パネル展の実施や防犯に関する市民向け講座（出前講座・防犯セミナー）の開催、また、広報さっぽろ（全市版・区版）や広報番組、ホームページなどによる情報発信、各種防犯パンフレット・リーフレットなどの配布を行いました。また、子どもの防犯力を育成するため、地域安全マップづくりの推進、新入学児童への防犯ブザー支給などを行いました。

【主な取組結果】

取組内容	実績(平成22~25年度)
・安全安心パネル展 ¹⁸	地下歩行空間や各区役所において毎年度開催
・出前講座 ¹⁹ 等の防犯講話	118回開催・7,287人が参加
・セーフティー自転車ライダー啓発冊子 ²⁰	365,000部作製・配布
・インターネットトラブル対策ハンドブック ²¹	16,250部作製・配布
・児童への防犯ブザー ²² 支給	66,100個支給

【評価と課題】

- ・半数近くの市民は防犯に関する情報が不足していると感じている（P14）ことから、防犯に役立つ情報が市民に行き渡るような取組に、より一層力を入れる必要があります。
- ・子どもへの声かけやつきまとい事案など不審者事例が多く（P7）、また、子どもが犯罪被害に遭うことに不安を抱いている市民が多くいる（P13）ことから、子どもが犯罪被害者とならないよう、犯罪から身を守るために知識や危険回避能力を身に付けさせる必要があります。
- ・平成21年以降、女性を狙ったわいせつ事案等の性犯罪が増加傾向にあり（P8）、重大事件も発生しています。このような状況から、女性が防犯に関する知識を身に付けるとともに、性犯罪を抑止するため、性犯罪防止に関する広報啓発活動を行う必要があります。
- ・振り込め詐欺は、年々手口が変化・巧妙化していることなどから、市内でも被害が相次いでおり、特に高齢者の被害が目立っています（P10）。このことから情報が届きにくい高齢者への情報発信や広報・啓発の取組を強化する必要があります。

¹⁸ 安全安心パネル展：市民の防犯意識を高め、防犯に関する知識や理解を深めるためのパネルを区役所等で展示する取組

¹⁹ 出前講座：市民への情報提供と対話の一環として、市職員が要望に応じて地域に出向き、市の施策や事業についてわかりやすく説明する取組

²⁰ セーフティー自転車ライダー啓発冊子：自転車のルール、マナーや盗難の予防等について記した冊子

²¹ インターネットトラブル対策ハンドブック：インターネット利用犯罪やトラブル等についての対策をまとめた冊子

²² 防犯ブザー：路上での強盗・痴漢・誘拐などの被害から身を守るために携帯する警報機

【まとめ】 今後は、

- ・防犯に役立つ情報が市民に行き渡るような取組に、より一層力を入れる
- ・子どもに犯罪から身を守るための知識や危険回避能力を習得させる
- ・女性が防犯知識を得られるよう、性犯罪防止の広報啓発活動を行う
- ・情報が届きにくい高齢者への情報発信や広報・啓発を強化する

(2) 基本方針2（お互いに協力し支え合うまちをつくる）に基づく取組

安全で安心なまちづくりに関する市民等の連携を推進するため、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会の開催や、事業者の地域貢献活動としての防犯活動に携わる支援を行い、安全安心なまちづくりをめざす地域安全サポーターズ事業を創設し、取組を進めてきました。

また、地域における防犯活動を促進するため、区やまちづくりセンター等によるさまざまな活動支援、子ども等を見守るためのパトロールなどに取り組みました。

犯罪被害者等を支援するため、総合的対応窓口の設置や、住民基本台帳・選挙人名簿の閲覧等の制限をはじめとしたDV被害者への支援などを行いました。

【主な取組結果】

取組内容	実績(平成22~25年度)
・犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会 ²³	3回開催
・地域安全サポーターズ ²⁴ 登録事業所数	283事業所が登録(平成26年3月末)
・西区子どもの見守りネットワーク会議 ²⁵	総会参加者360人、通信発行12回
・犯罪被害者等への相談件数 ²⁶	5,732件
・青少年を見守る店 ²⁷	6,183店が登録(平成26年3月末)
【参考】	
・地域防犯活動団体	275団体(平成25年：北海道警察調べ)

【評価と課題】

- ・市民の地域防犯活動への参加が減少しており(P15)、市民からは参加方法のわかりやすさが求められている(P16)ことから、防犯活動に参加しやすくするため、参加

²³ 犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会:安全で安心なまちづくりに関する市民等の連携を促進するため、地域、関係団体・機関の情報共有を図る会議

²⁴ 地域安全サポーターズ:社会貢献活動の一環としてパトロールなどの市内で地域安全活動を行う事業者登録制度(平成23年10月に制度創設)

²⁵ 西区子どもの見守りネットワーク会議:子どもの見守りを通じ安全安心な地域を実現するため、自主防犯組織などが加入する会議。加入団体の活動報告などを行う総会の開催、子どもの防犯に係る記事を掲載した通信の発行など実施

²⁶ 相談件数:犯罪被害者等支援総合窓口、市配偶者暴力相談センター、性暴力被害者支援センター北海道の相談件数計

²⁷ 青少年を見守る店:子どもたちに温かい気持ちとことばで接するとともに、酒類やタバコ、成人向けの図書等の販売を行わないなど、青少年の健全育成に協力するお店

方法などの周知等の取組を強化していく必要があります。

- ・地域防犯活動団体の活動年数を見ると、6年以上活動を続けている団体が8割を超え、継続的に活動を続けている団体が増加してきています（P18）。
- ・地域防犯活動団体構成員の高齢化や、団体の少人数化が進んでいるとの実情が浮かびあがっています（P18）。このことから、更に地域全体の防犯力を向上させるため、現役世代の参加促進や防犯リーダーの育成を支援していく必要があります。
- ・子どもへの声かけやつきまとい事案など不審者事例が多く報告されています（P7）が、これらの事案は、子どもの登下校時の通学路のほか、放課後における外出先からの帰宅途中などでも発生していることから、地域、保護者、学校等が連携して、地域全体で見守り活動を行う必要があります。
- ・児童虐待の虐待通告受付件数は年間1,000件程度になっています（P7）。児童虐待は日常生活の中で発生し、殺人などの生命に関わる重大犯罪に発展する事案もあること、また、児童虐待対策には犯罪被害者支援の側面もあることを鑑みると、この計画においても取り上げる必要があります。
- ・高齢化の急速な進展に伴い、高齢者の犯罪被害の割合が増加、集中していく傾向にあると推測される（P20）ことから、高齢者を犯罪から守るために、市と地域住民、警察、関係団体等が一体となり、高齢者への見守り活動などを進める必要があります。

【まとめ】 今後は、

- ・防犯活動への参加方法などの周知を強化していく
- ・現役世代の防犯活動への参加促進や防犯リーダー育成を支援していく
- ・子どもの登下校時など地域と学校とが連携して見守り活動を行う
- ・犯罪被害者支援の観点から、児童虐待問題にも対応する
- ・高齢者を犯罪から守るため、地域が一体で見守り活動などを進める
- ・未実施の顕彰制度について、制度創設に向けて検討する

（3）基本方針3（環境の安全性を高める）に基づく取組

犯罪の発生しにくい環境を整備するため、街路灯の整備や公園整備における見通し確保など犯罪の防止に配慮した公共施設の整備・管理に取り組んでいます。

また、市民自らが行う環境整備を促進するため、私設街路灯設置等への補助金交付、地域での自主的な取組の支援として、「街路樹ます」での花壇づくりなど地域美化活動への支援などを行っています。このような防犯に関する環境整備を進めた結果、市内の防犯に関する設備は充実しつつあるといえます。

子どもの安全に配慮した環境整備では、学校設備等の防犯性を高めるなど安全安心な学校づくりや地下鉄駅等の安全対策などを実施しました。

また、平成 25 年には「暴排条例」を制定し、4 月から施行しています。

【主な取組結果】

取組内容	実績(平成 22~25 年度)
・街路灯 ²⁸ の整備	市内全域で 158,142 灯整備 (H25 年度末)
・歩道美化事業 ²⁹ （街路樹までの花壇づくり）	延べ 4,151 団体に 1,756,061 株を支給
・スクールガード ³⁰ 及びスクールガードリーダー ³¹	2001 人・50 人を配置 (平成 25 年度) 南北線・東西線全線で平日に実施
・女性と子どもの安心車両 ³²	毎年度 50 枚を駅前通に掲示
・すすきの地区啓発バナー ³³	

【評価と課題】

- ・市民の多くは道路など公共空間での犯罪遭遇に対する不安を感じており (P 12)、また、犯罪の防止に配慮した環境整備を求める意見が多くあります (P 14)。犯罪情勢では、市内の犯罪の多くは路上などの公共の場において発生しています (P 6)。従って、今後も引き続き、市と市民とが協力しながら、犯罪を起こさせない環境づくりを進めていく必要があります。
- ・空き家対策については、全国的に人口減少や高齢化が進み、様々な理由で適切に管理できない不適正管理空き家の問題も新たに顕在化してきており (P 20)、対策を進める必要があります。
- ・平成 25 年に「暴排条例」を制定したことから (P 20)、条例に基づき、暴力団への牽制や、資金の流れを遮断していくための広報・啓発活動の推進、市の事業における暴力団排除などに、より力を入れて取り組む必要があります。

【まとめ】 今後は、

- ・引き続き犯罪を起こさせない環境づくりを進める
- ・不適正管理空き家問題に対して防犯の観点からの対策を進める
- ・条例制定を踏まえ、暴力団排除により一層力を入れて取り組む

²⁸ 街路灯：街路を明るくするために取り付けた電灯

²⁹ 歩道美化事業：市が助成した花苗を地域住民が街路樹までに植え込む等により、美しい道路景観づくりを行い、良好な生活環境の確保を図る取組

³⁰ スクールガード：札幌市内の小学校、幼稚園、特別支援学校を対象に、児童の登下校時など見守り活動を行っていただくボランティア

³¹ スクールガードリーダー：学校やスクールガードに警備上のポイント、不審者への対処方法などに関するアドバイスを行う警察官OB

³² 女性と子どもの安心車両：平日の始発から午前 9 時までの間、南北線及び東西線において、女性と小学生以下の男子及び身体の不自由な方と介護する男性が乗車可能な車両

³³ すすきの地区啓発バナー：市民や観光客に「安全で安心なまちすすきの」をアピールするための啓発促進用旗